

■ 12月定例会で審議された議案の一覧

○条例の一部改正

- ⑥0 市職員の給与に関する条例の一部改正
- ⑥1 水道水源基金条例の一部改正
- ⑥2 手数料条例の一部改正
- ⑥3 都市公園条例の一部改正
- ⑥4 農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正
- ⑥5 市民会館条例の一部改正

○補正予算

- ⑥8 平成16年度一般会計補正予算(第2号)
- ⑥9 平成16年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- ⑦0 平成16年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○その他

- ⑥6 人権擁護委員の候補者の推薦
- ⑥7 市道の路線認定、廃止及び変更

(○内の数字は議案番号。⑥1、⑥4は賛成多数で、それ以外は全会一致で可決されました。)

を算定しました。

●都市公園利用の支障となる工作物の除却処分
(第63号議案)

都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の利用に著しい支障を生じた場合等で、工作物等の所有者を確認できない場合における工作物の除却処分に関する規定が定められました。

この規定整備により、市の管理する都市公園内で支障となっている持ち主のわからない工作物を市が取り除き、一定期間の保管後に売却処分ができるようになる

ります。

●選挙による農業委員の定数削減
(第64号議案)

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の改正の趣旨に沿い、市農業委員会の組織のスリム化を図るため、選挙による委員の定数が削減されました。

選挙による委員の定数は、十九人から十五人に四人削減されます。

●経済委員会での主な質疑
問 土地改良区からの推薦委員が新たに加えられたが、どのような理由からか。

答 農地整備事業を行う土地改良区に、事業と一体的に農地流動化を推進させるうえで、有効であると考えられるためです。

●市民会館結婚式場披露宴



室を会議室に

(第65号議案)

市民会館の結婚式場業務が平成十七年三月末で廃止されることに伴い、結婚式場用施設のうち、披露宴室を会議室に変更し、引き続き市民が利用できるように条例が改正されました。

また、茶室についてもこれまで同様に茶会が開催されていなかったときには会議室としての利用が可能です。

その他の議案

●人権擁護委員の候補者の推薦

委員金澤佳子氏の任期が二月二十八日に満了することに伴い、同氏を引き続き委員として法務大臣に推薦することに賛成しました。

●市道の路線認定、廃止及び変更

七路線を認定し、五路線を廃止します。また、十五路線を変更します。

■ 12月定例会で議決された平成16年度補正予算

| 会計名 | 補正の主な理由 | 補正額 (万円) | 歳入・歳出 予算の総額(万円) |
|---------------------------|---|-------------|--------------------|
| 一般会計 (第2号) | 市有地保全整備工事費、分湯受入施設設置費補助金に支出するため及び国保・介護保険事業会計への繰出金を追加するため | 19,304 | 2,761,554 |
| 国民健康保険 事業特別会計 (第1号) | 一般被保険者療養給付費に不足が生じたため | 26,000 | 700,060 |
| 介護保険事業 特別会計 (第1号) | 介護サービス給付費等に不足が生じたため | 31,000 | 365,370 |